

制 度 名	住宅応急修理補助事業	主管課名	防災・危機管理課 総務・危機管理 G		
		問合せ先	029-301-2879		
目的・趣旨	自然災害によりその居住する住宅（以下「住家」という。）に著しい被害を負った世帯のうち，災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）による住宅の応急修理の対象とならない世帯を支援するため，当該世帯の住家へ応急修理を実施した市町村に対し，予算の範囲内において補助金を交付する。				
[対象団体] 災害救助法の適用を受けた市町村					
[対象事業] 自然災害により住家が半壊の被害を受けた法対象外世帯の当該住家について，市町村が日常生活に必要な最小限度の部分に対して修理を実施（現物給付）する事業					
[補助要件等] 対象事業に同じ					
[対象経費] 市町村が被災世帯の住家の修理に要した費用					
[補助限度額等] 市町村が修理に要した費用のうち，茨城県災害救助法施行細則(昭和 36 年茨城県規則第 83 号)別表第 1 に定める額に県負担割合を乗じた金額					
[経費負担割合]					
区 分		国	県	市町村	その他
被災住家の応急修理を実施した市町村		—	1/2	1/2	—
[30 年度当初予算額] — 千円		[30 年度補助対象団体] 発災時随時対応			
[備考]					